

## 遠紋保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 遠紋地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、遠紋保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 遠紋地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

### (組織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる団体により構成するものとし、北海道総合振興局保健環境部紋別地域保健室長（以下「紋別地域保健室長」という。）が団体を指定することとする。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益団体
  - (2) 保健医療福祉サービスの提供団体
  - (3) 関係行政機関
  - (4) その他必要と認められる団体
- 2 連携推進会議に構成団体の互選により、座長団体を置く。
- 3 指定団体の構成については、必要に応じて、見直すこととする。

### (会議)

第4条 会議は、必要の都度、紋別地域保健室長が招集する。

- 2 紋別地域保健室長は、必要に応じて、構成団体以外の者を出席させることができる。

### (専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の運営に関する事項は別に定める。

### (事務局)

第6条 事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室企画総務課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、紋別地域保健室長が構成団体と協議のうえ定める。

### 附則

この要綱は、平成20年 5月21日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。